

令和3年度やまがたビジネスプランコンテスト 開催業務委託仕様書

1 事業の目的

本県の強みを活かしたテーマや成長が見込まれるテーマに取り組むビジネスプランを募集し、県内でのスタートアップの創出と育成を図ることを目的に開催するもの。

2 委託業務名

令和3年度やまがたビジネスプランコンテスト開催業務委託

3 コンテスト参加対象者

- ・山形県内で既に事業を実施している起業後3年未満の方
- ・山形県内で事業を展開する予定の起業前の方

4 スケジュール（予定）

令和3年8～9月 : 参加者募集
令和3年10月上旬 : 事前審査
令和3年10月～11月 : 事前研修
令和3年11月下旬 : コンテスト

※スケジュールは受注者と調整のうえ、変更する可能性があります。

5 委託業務の内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や進め方等について積極的に提案・実施すること。

(1) ビジネスプランコンテスト（以下「コンテスト」とする。）の企画及び周知広報

- 募集要項、応募用紙の策定を行う。
- 専用のホームページを作成し、広く事業周知を図るとともに、コンテスト参加者の募集、コンテストの観覧者の募集を行う。
- ポスター、チラシを作成する。なお、発送は県において行う。

(2) 事前審査

コンテストに進む最終審査対象者の選定に係る事前審査事務は県において行う。
（応募受付、応募書類の整理、事前審査、選定結果の通知など）

(3) 事前研修

- コンテスト参加者を対象に、ビジネスプラン、プレゼンテーションのブラッシュアップ支援のため、研修を1回以上開催する。

(4) コンテストの開催及び周知広報

- コンテストを対面で開催する。コンテスト参加者は8チーム程度とする。コンテスト会場の手配、申込などは県において行う。
- コンテストの様子を同時にオンライン配信する。
- 審査は、公開プレゼンテーションにより行い、開催日程、当日のスケジュール、審査員、審査基準等は、県と協議のうえ決定する。
- コンテスト開催に必要な設備、備品の準備は受託者が行う。
- コンテストについて、必要な周知・広報を行う。
- コンテスト受賞者を、専用ホームページで紹介する。

(5) その他

- 上記（1）～（4）に掲げる業務のほか、これに付帯する業務を行う。

6 委託業務の対象経費

- (1) 事業の進捗管理を行う事業責任者及び事業者の人件費（賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担）。
なお、賃金・謝金等については、業務内容、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (2) 事業責任者及び事業者の旅費
- (3) 講師及び審査員の謝金、旅費
- (4) 本事業の実施に伴い必要となる諸経費（広報宣伝費、資料作成経費、通信費、消耗品等）。

7 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

8 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (4) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (5) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (6) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

9 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。